

○国土交通省告示第千三百九十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和三年十一月二日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川鳴瀬川水系吉田川改修工事（吉田川河道掘削・宮城県黒川郡大和町落合舞野字上舞野西地内から同町吉田字桧木川原地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 宮城県黒川郡大和町落合舞野字上舞野西並びに吉田字中桧木、字桧木川原及び字高田橋本地内

宮城県富谷市志戸田下檜木、平成北及び上川原地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川鳴瀬川水系吉田川改修工事（吉田川河道掘削）」（以下「本件事業」という。）は、宮城県黒川郡大和町落合舞野字南岡江地内から同町吉田字桧木川原地内までの一級河川鳴瀬川水系吉田川（以下単に「吉田川」という。）左岸の延長3.5kmの区間及び同町鶴巢北目大崎字町頭地内から同町吉田字桧木川原地内までの吉田川右岸の延長3.5kmの区間（以下「本件区間」という。）並びに同郡大衡村大衡字境地内から同村大衡字稻荷前地内までの区域及び同郡大和町落合舞野字原添地内から同町落合舞野字渋井地内までの区域をあわせた126haの区域（以下「本件区域」という。）を全体計画とする河川改修工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、河川法第9条第1項の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

吉田川は、宮城県黒川郡大和町の北泉ヶ岳に源を發し、途中、南川を合わせ、左支川である善川、右支川である竹林川と大和町落合地先で合流し、松島町竹谷二子屋地先付近から鳴瀬川と背割堤をはさみ並行して流れ、東松島市野蒜地先において鳴瀬川に合流する幹川流路延長53kmの一級河川である。

吉田川はその流域に富谷市、黒川郡大和町など3市3町1村を擁する治水上重要な河川であるが、吉田川上流部では河道の流下断面が計画上必要な断面に対して不足しているにもかかわらず、吉田川中流部・下流部と比べて堤防整備率が低く、大規模洪水時には越水・溢水が発生しやすい状況となっていること、吉田川中流部・下流部は河川勾配が1/2,000から1/3,000と緩い低平地を流下しており、堤防が決壊すると氾濫が広がりやすい地形を呈していることから過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。昭和22年9月のカスリン台風による洪水では、床上浸水家屋850戸、床下浸水家屋650戸、浸水面積3,134haの被害が発生したほか、昭和61年8月の洪水では、床上浸水家屋1,123戸、床下浸水家屋608戸、浸水面積6,050haの被害が発生した。

吉田川の治水対策は、平成18年2月に策定された鳴瀬川水系河川整備基本方針(平成24年11月変更)に沿って、平成19年8月に策定された鳴瀬川水系河川整備計画[大臣管理区間](平成26年8月変更)に基づき、昭和22年9月のカスリン台風による洪水と同規模の洪水に対応するため、築堤、河道掘削が順次実施されてきたところである。

このような中、平成27年9月の台風18号により発生した関東・東北豪雨(以下「今次洪水」という。)により、吉田川流域で床上浸水164戸、床下浸水171戸、浸水面積1,595haの被害が発生した。このことから、吉田川の河川整備にあたっては、平成28年11月に変更された整備計画に基づいて本川及び上下流の治水安全度のバランスを考慮し水系一貫した整備を行うものとしているが、今次洪水において溢水区間が集中し、特に早期に治水効果を発現する必要性が高い吉田川上流部については、平成29年3月に一級河川鳴瀬川水系吉田川床上浸水対策特別事業(以下「床上事業」という。)として、平成29年度から令和4年度までの概ね5年間で基準地点である落合における床上事業河道配分流量1,000m<sup>3</sup>/秒を流下させることを目標に築堤、河道掘削及び遊水地群の整備を段階的に実施することとしている。

本件事業は、床上事業として、本件区間及び本件区域について河川改修工事を行うものであり、本件事業の完成により、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高

い本件区間について、流下能力の向上が図られるとともに、本件区域の洪水調節効果により、今次洪水と同規模の洪水時にも、床上浸水等の重大な被害を防止することができることなどから、流域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和3年3月に、同法等に準じて任意で工事実施に伴う大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動等については法令により定められた基準等を満足するなどとされており、騒音等については法令により定められた基準等を超える値が見られるものの、防音シートの設置等により基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及び本件区域内並びにそれらの周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、マルタニシ、ヨコミゾドロムシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミズニラ、ホソバイヌタデ、カザグルマ、ミズアオイ及びヒメコヌカグサその他この分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内及び本件区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が2か所存在するが、宮城県教育委員会との協議の結果、発掘調査の必要はないことが既に確認されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件区間において築堤及び河道掘削並びに本件区域において遊水地群整備を行う事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、河道掘削及び築堤（以下「河道掘削等」という。）案、新規ダム及び河道掘削等案、引き堤及び河道掘削案並びに申請案である遊水地及び河道掘削等案の4案による検討が行われており、申請案と他の3案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるものの、大規模な家屋移転等が生じないため、住民生活へ与える影響が小さいこと、標準的な工事内容で河道掘削延長が最も短いなどの理由から施工性に最も優れていると判断され、施工期間も最も早く早期に公益を発揮できること、加えて、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、吉田川上流部は床上浸水等の危険性が極めて高い状況にあることから、流域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、吉田川流域等の自治体の長等からなる江合・鳴瀬・吉田川水系改修促進期成同盟会より、緊急的かつ強力な災害防止対策を図る観点から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮城県黒川郡大和町役場及び富谷市役所